

ラジオ体操

有栖川宮記念公園 100名近くの方でラジオ体操



芝給水場公園 30名程度



夏休み地域のラジオ体操



住宅にお困りの65歳以上の区民の皆様へ

高齢者民間賃貸住宅入居支援事業

この事業は、様々な理由で現在の住まいから住み替えが必要であるにも関わらず、新たな住まいが見つからず困っている高齢者の良好な居住環境を確保できるよう支援する事業です。

事業内容

①民間賃貸住宅の紹介

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部港区支部の協力を得て、民間賃貸住宅を紹介します。

対象要件

- (1) 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成する世帯
- (2) 区内に住所を有すること。
- (3) 独立して日常生活を営むことができること。
- (4) 現在住み替えが必要で、新たな住まいに困窮していること。
- (5) この制度を利用して港区内に転居先が決まった場合、転居先への救急通報システムの設置に了承していること。
- (6) 賃貸借契約の締結に当たり、連帯保証人がいない場合、協定債務保証会社を利用すること（港区内の民間賃貸住宅の紹介を受ける場合に限る）。

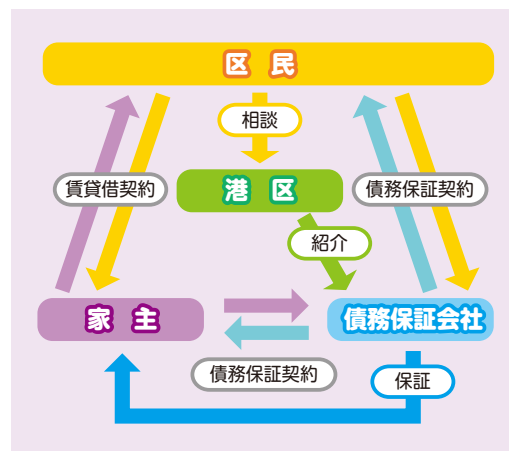


②債務保証会社の紹介

保証人がいないため港区内の民間賃貸住宅で賃貸借契約を結べない場合等、区と協定を締結している債務保証会社を紹介します。また、保証委託契約に係る初回保証委託料を助成します。

対象要件

- (1) 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成する世帯
- (2) 区内に住所を有すること。
- (3) 独立して日常生活を営むことができること。
- (4) 賃貸借契約に際し、連帯保証人となり得る親族もしくは知人がいないこと又は債務保証会社の利用が必須であること。
- (5) 世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと。
- (6) この制度を利用して港区内に転居先が決まった場合、転居先への救急通報システムの設置に了承していること。



- 助成額**
- 単身世帯 ……60,000円以内で実際に要した額
 - 2人以上の世帯 …80,000円以内で実際に要した額

③入居費用の一部助成

転居の理由が自己の責めに寄らない立ち退きによるもので、紹介を受けた民間賃貸住宅に賃貸借契約を結んだ場合は、入居費用の一部を助成します。

対象要件

- (1) 住み替えの理由が、自己の責めに寄らない立ち退きによるものであること。
- (2) 本事業で港区内の民間賃貸住宅の紹介を受け、当該住宅に入居することが決定し、当該住宅の所有者と賃貸借契約を締結していること。
- (3) 世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと。
- (4) 退去に際し、単身世帯は960,000円、2人以上の世帯は1,280,000円を超える補償金を受領しないこと。
- (5) 生活保護法の規定に基づく公的給付を受給していないこと。

助成額

● 礼金相当分… 月額賃料の2か月分以内で実際に要した額

● 仲介手数料… 月額賃料の1か月分以内で実際に要した額

ただし、単身世帯は360,000円、2人以上の世帯は480,000円が上限です。

この事業のご利用に当たっては、救急通報システムの設置を要件としています!

救急通報システムとは、急病などで緊急に助けを求めたいときや、感知器により24時間トイレの扉の開閉がない場合等、人の動きが感じられないとき、または室内で火災が発生したときに、専門の警備員が現場に出動し、安否確認及び救助活動を行う仕組みです。居室内の壁等に機器を設置しますが、傷をつけずに設置することが可能です。お申し込み時に、親族等の緊急連絡先や緊急時の住宅管理をお願いできる人を伺います。また、万が一の事態に速やかに対応できるようにするため、ご利用開始時に部屋の合鍵を預けていただいています。

利用料金は月額400円で、生活保護を受給している人または住民税非課税の人は無料です。なお、機器設置には電話回線が必要となります。

※令和2年4月から、名称が緊急通報システムから救急通報システムに変わりました。

その他の高齢者向け福祉サービスもご利用ください

●配食サービス (自己負担あり 1食 270円~480円)

栄養バランスのとれたお弁当を自宅にお届けし、栄養管理や健康維持の一助とします。

●訪問電話 (無料)

相談員が定期的 (週1回程度) に電話をし、各種相談に応じます。

申込み先

芝	地区総合支所区民課保健福祉係	電話 (3578) 3161
麻布	地区総合支所区民課保健福祉係	電話 (5114) 8822
赤坂	地区総合支所区民課保健福祉係	電話 (5413) 7276
高輪	地区総合支所区民課保健福祉係	電話 (5421) 7085
芝浦港南	地区総合支所区民課保健福祉係	電話 (6400) 0022

港区 保健福祉支援部 高齢者支援課 在宅支援係

電話 (3578) 2400~2406

渋谷区 高齢者住まい安心サポート

<初回登録料補助>

区と協定を結んだ事業者が実施するサービスの利用者に初回登録料を補助します。

対象者（以下のすべての条件に当てはまる方）

- ① 区内に居住する単身高齢者（65歳以上の単身世帯）の方
- ② 区内の民間賃貸住宅へ住み替え予定又は区内の民間賃貸住宅に居住する方
- ③ 前年の所得が256万8,000円以下の方（所得を証明する種類が必要）

サービス内容

- ① 継続的な安否確認
- ② おひとりで居室内で死亡した場合の遺品整理費用、原状回復費用の補償

※詳しくは裏面をご覧ください（ホームネット(株)（居住支援法人）が提供するサービスです。）。

利用料金

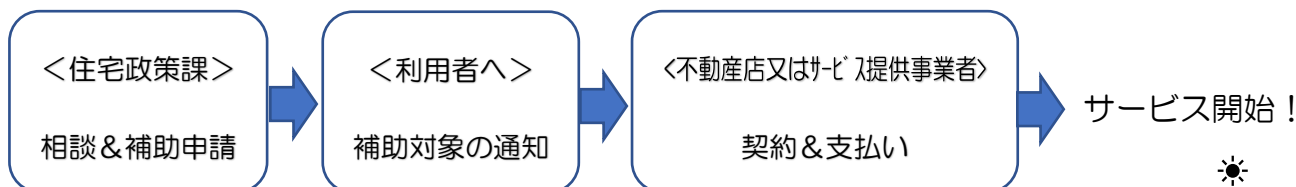
- ① 初回登録料 11,000円から22,000円まで（税込）
- ② 月額利用料 1,650円から3,850円まで（税込）

補助金

初回登録料を16,500円まで補助します。

初回登録料から補助金分を差引きます

■手続き



■補助金問合せ先

渋谷区役所 都市整備部住宅政策課居住支援係（区役所 12階） ☎03-3463-1848

■サービス内容問合せ先

ホームネット株式会社 ☎03-5285-4538

渋谷区 高齢者住まい安心サポート ご案内

プッシュ回線電話(携帯電話可)があり、メールアドレスをお持ちの方を指定連絡先に設定できる方



安否確認の方法	初回登録料	月額利用料
指定連絡先へ結果をメール	11,000 円【全額補助】	1,650 円
指定連絡先へ結果をメール、異常時は駆け付け	16,500 円【全額補助】	2,178 円

①週2回の電話による安否確認

週2回の安否確認

週2回、かかってくる電話(音声ガイダンス)に出てボタンを1回押すだけ。指定連絡先に結果をメールでお知らせします。

1 毎週決まった曜日・時間帯に電話がかかります。
(例:毎週 月・木曜日8:00~10:00等)

※携帯電話・スマートフォンでもご利用頂けます。
※曜日と時間帯は指定できます。

2 安否確認のメッセージが流れます。

こちらは見まもっTELコールセンターです。本日の体調はいかがでしょうか?音声ガイダンスに従ってボタンを押してください。

3 ガイダンスに従ってボタン操作!

1 元気です。
3 ちょっと体調が悪いです

出られない場合は、1時間後を目安に再度お電話いたします。

4 操作結果を指定連絡先最大5名(申込者含む)にメール通知

※応答がなかった場合はその旨を知らせるメールを通知

②原状回復、遺品整理費用(上限100万円)補償

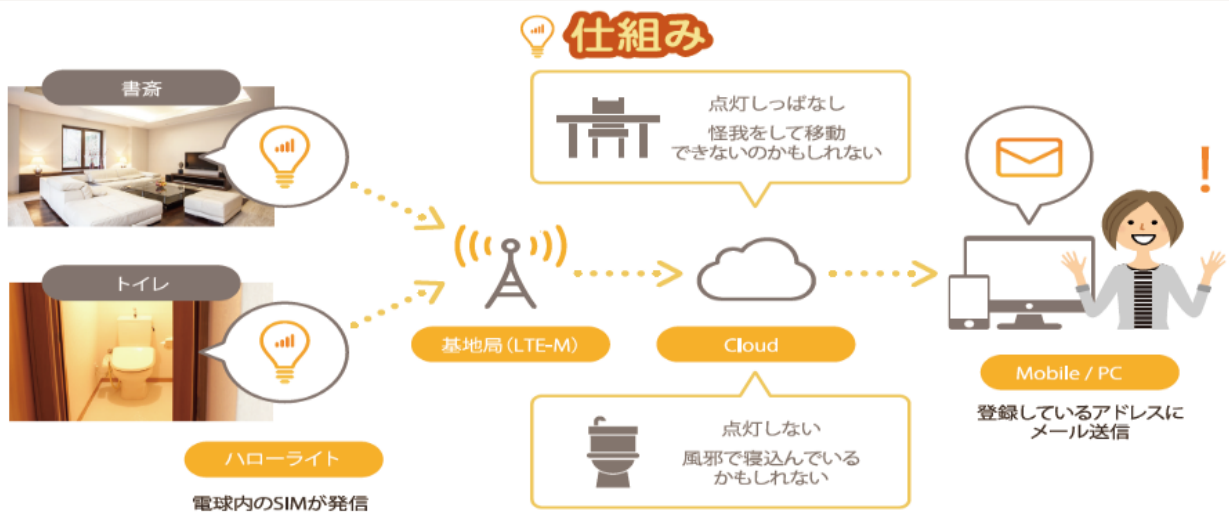
居室内で誰にも看とられず亡くなった場合、居室の原状回復費用、遺品整理費用を100万円まで補償。※支払対象となるものについては、お問い合わせください。

メールアドレスをお持ちの方を指定連絡先に設定できる方



異常時の安否確認の方法	初回登録料	月額利用料
指定連絡先へ点灯の異常をメール	16,500 円【全額補助】	1,650 円
担当者が電話で安否確認、指定連絡先へメール	16,500 円【全額補助】	2,200 円
状況により現場派遣員が駆け付け	22,000 円【一部補助】	3,850 円

①室内電球の使用状況による安否確認



②原状回復、遺品整理費用(上限50万円)補償

居室内で誰にも看とられず亡くなった場合、居室の原状回復費用、遺品整理費用を50万円まで補償。※支払対象となるものについては、お問い合わせください。

文京すまいるプロジェクト

LSA(ライフサポートアドバイザー)事業

LSAとは...?

日常生活のサポートや生活指導、相談業務を行うケアの専門家。

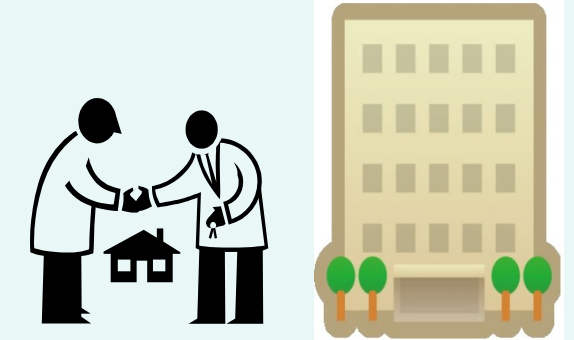
高齢者あんしん相談センターと連携して、自立生活継続のための支援を行います。

文京区すまいる住宅登録事業

高齢者や障害者、ひとり親世帯の入居を拒まない住宅を区に登録してもらい、ホームページ等で紹介しています。

入居者

- 電球による見守り
- 緊急通報装置の設置
- LSAによる生活相談
- 各種助成制度あり



住宅オーナー

- 入居謝礼として1万円～2万円/月(入居1住戸あたり)
- 不慮の事故に対する費用補償

ライフプランセミナー事業

これからの住まいとお金に関する情報をご紹介します。

住生活月間事業

10月開催



連携

住まいの協力店制度

住まいの協力店



不動産業界団体

不動産業界団体

連携

- ・立ち退きを求められている人
- ・今よりも環境の良い住宅に住み替えたい人

連携

住み替え相談会

